

二 事業主側

(1) 名 稱 長島運送 株式会社 (個人經營)

(2) 代表者 長島 賢一

(3) 資本金 五 万円

(4) 事業種別 貨物 並に 乗客 運送 輸

(5) 企業形態 十 〇

(6) 便用労働者 四十九 名 (女十七)

車務員	一名	自動車運轉手	二十八名
助手	三名	荷馬車係	三名
職工	三名	雑役	一名

三 労働者側

(1) 協議参加人員

(2) 協議労働組合

日本労働総同盟自動車運轉士組合

(1) 協議参加労働者中組合加入者

(2) 協議参加労働者

昭和四年八月廿日

(3) 協議上発生原因

自動車運轉手階級一級先、事業業務に付、

責任觀念薄弱、怠慢に於て、雇の無期、減薪ヲナシ、

主八月三、注意書ヲ促シタルニ、一向ニ改善ノ状ナキ、

ノ弊、八月二十日、解雇ヲ仰、返シタルニ、二十六日、

労働総同盟自動車運轉士組合ニ加盟シ、廿日、組合執

行委員、續共、権ヲ令伸シ、事業主ニ、圖會シ

テ復職ヲ嘆、求メシタルニ、拒絶セラレタルニヨリ、